

平成 24 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 細 谷 火 工 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 井 武 四 郎
(JASDAQ・コード 4274)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 細 谷 讓 二
(TEL 042-558-5111)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社取締役等 4 名が個人株主より提起されていた訴訟及び当社監査役 3 名が個人株主より提起されていた訴訟について、平成 24 年 1 月 31 日東京地方裁判所より、原告の請求を棄却する判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決があった年月日及び裁判所

平成 24 年 1 月 31 日
東京地方裁判所

2. 訴訟を提起した者

原告 細谷 理一

3. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

- (1) 甲事件 平成 22 年 10 月 18 日、当社個人株主細谷理一より当社取締役等 4 名に対し、当社が元取締役より購入した工場敷地内の土地取引に対して、その売買価格決定方法及び売買価格に不当性があるとして、元取締役及び当社取締役 3 名への損害賠償請求を求める株主代表訴訟が提起されていました。
- (2) 乙事件 平成 22 年 11 月 19 日、当社個人株主細谷理一より当社監査役 3 名に対し、元監査役であった原告が会社を代表して当社取締役等に起こした土地取引等をめぐる損害賠償請求訴訟を、平成 22 年 7 月 6 日新監査役会が取り下げたことは、善管注意義務違反にあたるとして、監査役 3 名への損害賠償を求める株主代表訴訟が提起されていました。

4. 判決の内容

- (1) 甲乙事件原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は甲乙事件原告の負担とする。

5. 今後の見通し

本判決により、原告細谷理一の請求は棄却されました。なお、原告より控訴が提起された場合には、引き続き対応していく所存です。

現時点でこの判決による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上